日向市公告第67号

公　告

次の森林について、森林経営管理法（平成30年法律第35号）第４条第１項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第７条第１項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、次の場所において縦覧に供する。

令和６年９月２日

日向市長　　西村　賢

記

１　経営管理権集積計画の対象森林

整理番号	所在・地番	林班	地目	面積(ha)	経営管理権の存続期間	備考
R6-1	日向市東郷町山陰字鵜戸木乙3152番50	176-ア-21-2 22、22-1、22-2	山林	0.58 (施業面積 0.32)	5年	切捨間伐

２　縦覧場所　日向市ウェブサイト

３　本公告により、日向市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権が、それぞれ設定される。